

11月は「いきいき農地適正利用強化月間」

「農地」は食料生産の基礎として適正に利用し、無断で農地以外のものにせず、荒らさず、耕作放棄を防ぎましょう。自ら耕作ができない場合は、耕作を希望される方に貸出しましょう。

農地に関する相談・お問い合わせは、農業委員会へ！

山都町農業委員会  
TEL：83-1111  
72-1156

月間に関するお問い合わせは、  
熊本県庁 農地・農業振興課  
TEL：096-333-2376



農家のみなさん、快適に働き、楽しく暮らすために家族経営協定を結びませんか？

家族経営協定とは？

家族経営協定は、対等の立場で経営に参画できるように家族全員で話し合いを行い、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活運営等に関する取り決めを行うことです。

○まずは話し合しましょう

我が家の経営方針、家族の就業条件、生活目標など問題点を話し合い、明らかにする。たとえば 労働報酬、休日、役割分担の現状を検討。作付計画、新規作目の導入、所得目標等の検討。経営権・経営資産の継承に向けた意見交換など

○対応策を考えましょう

経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組みが必要か話し合しましょう。

たとえば 経営面の分析、所得の分配方法、休日の取り方、家計費の分担、経営の改善のため、簿記帳簿・青色申告等への対応策の検討など

○話し合ったことを文書化しましょう

家族で話し合った内容を文書化する。協定書の案を作成してみましょう。

○協定を結ぶ

文書化できたら、ルールを確かなものにするために、第三者の立ち会いのもとで協定を結びましょう。

○実態に合わせて見直しましょう

締結した内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。年一回は見直し更新をするようにしましょう。たとえば 家族構成の変化、家族の能力・意欲・体力の変化、家族の社会参画状況、法人化の検討など

くわしくは山都町農業委員会までおたずねください。  
電話 83-1111 (蘇陽総合支所内)  
電話 72-1156 (白糸事務所)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となり、この社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した方は、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている控除証明書専用ダイヤル 電話0570(070)117、1P電話等の方は 電話03(6700)1130(平成24年3月15日まで)へ。



年金受給者のみなさんへ『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、同封のハガキに必要事項を記入の上、12月1日までに必ずポストに投函ください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入のある方は確定申告が必要です。

問合せ先  
(扶養親族等申告書)  
熊本東年金事務所 お客様相談室  
096-367-2503  
(健康福祉課 72-1173)

平成22年度 特別会計等決算

	歳入	歳出
国民健康保険	28億7573万円	27億9015万円
老人保健	489万円	489万円
後期高齢者医療	2億1804万円	2億1754万円
介護保険	23億8719万円	22億6666万円
国民宿舎	7290万円	7243万円
住宅新築資金等貸付事業	1057万円	673万円
簡易水道	6億3224万円	6億2222万円
水道事業	(収益) 8107万円	(収益) 8587万円
	(資本) 83万円	(資本) 2975万円
病院事業	(収益) 8億9191万円	(収益) 8億776万円
	(資本) 5645万円	(資本) 6095万円

財政分析指標(普通会計)

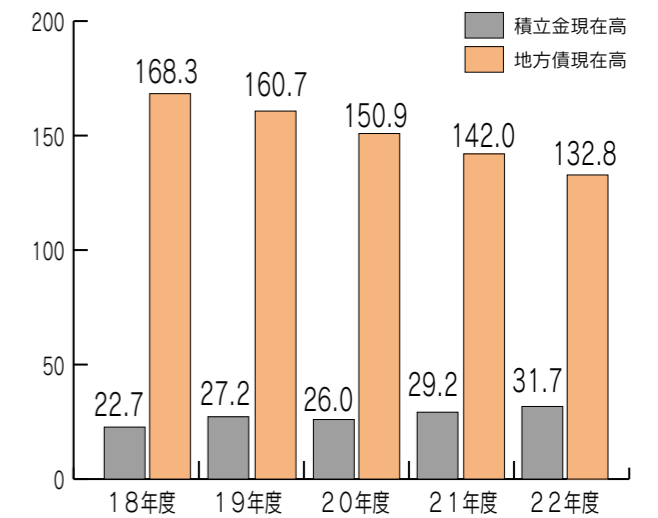
◎普通会計とは「決算統計」における会計区分で、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものです。

(単位：千円、%)

項目	金額	項目	指数
歳入総額	13,917,062	財政力指数	0.199
歳出総額	13,537,385	実質収支比率	4.0
歳入歳出差引	918,654	経常収支比率	81.9
実質収支	349,824	公債費比率	9.1
実質単年度収支	26,673	起債制限比率	9.1
標準財政規模	8,778,763	公債費負担比率	17.7

- ◇実質収支 歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額
- ◇実質単年度収支 当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた額から、黒字要素(基金の積立、地方債の繰上償還)を加算し、赤字要素(基金の取崩し)を除外した実質的な単年度の決算額
- ◇標準財政規模 地方公共団体の経常的な一般財源の標準規模を示すもの。
- ◇財政力指数 財政運営するのに必要となる一般財源のうち、自前で調達できる税がどのくらい確保できるかという割合を理論的に求めたもので、財政

積立金および地方債の推移(単位：億円)



健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

指標名称等	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	-	13.57	20.00
○連結実質赤字比率	-	18.57	40.00
○実質公債費比率	11.5	25.0	35.0
○将来負担比率	56.3	350.0	
○公営企業における資金不足比率			
水道事業会計	-	20.0	
病院事業会計	-		
簡易水道特別会計	-		
国民宿舎特別会計	-		

実質収支及び連結実質収支等が黒字である場合は、それぞれの比率は「-」で表示されます。

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」により、健全化比率(4つの財政指標)および公営企業の資金不足比率について算定します。比率が早期健全化基準以上になったときは、財政健全化のための計画策定が求められます。平成22年度決算に基づく町の比率は、いずれも基準を下回りました。(これらの数値は平成23年10月19日現在のものであり、今後変動する可能性があります。)

これは、地方債発行抑制に伴い、元利償還金及び地方債残高が減少したことが主要な要因といえます。